

浜松市国民健康保険料（税）過誤納金補填金支払要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、国民健康保険料（旧浜名郡可美村、旧浜北市、旧天竜市、旧浜名郡雄踏町、旧引佐郡引佐町、旧引佐郡細江町、旧引佐郡三ヶ日町、旧周知郡春野町、旧磐田郡佐久間町、旧磐田郡水窪町、旧磐田郡龍山村の保険税、および旧浜名郡舞阪町の保険料を含む。）に係る過誤納金（浜松市固定資産税過誤納金補填金支払要綱（平成6年4月1日施行）の適用により生ずる資産割額に係るもの及びこれと同等と認められるものに限る。）のうち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第110条第1項および地方税法（昭和25年法律第226号）第18条の3第1項の規定により還付不能となったもの（以下「還付不能金」という。）について、国民健康保険料（税）過誤納金補填金（以下「補填金」という。）を支払うことにより、納付義務者が不利益を被ることのないようにすることを目的とする。

（補填金の根拠）

第2条 補填金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定を適用する。

（補填金支払対象者）

第3条 市長は、納付義務者に還付不能金が生じたときは、当該納付義務者を補填金の支払対象者とする。

2 前項の場合において、納付義務者に相続があったときは、当該相続人を補填金の支払対象者とする。ただし、相続人が複数ある場合は、相続人代表者とする。この場合において代表者は、代表者届出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、過誤納金が納付義務者の虚偽その他不正な手段により生じた場合等において、補填金を支払うことが第1条の目的に合致しないと認められるときは、当該納付義務者を補填金の支払対象者としなない。

（補填金の額等）

第4条 補填金の額は、還付不能金の額およびこれに対する利息相当額の合計額とする。

2 還付不能金の額は、賦課台帳等によって算定するものとする。この場合において、当該額の算定は、原則として10年の範囲内において行う。ただし、納付義務者が所持する領収書等により還付不能金の額が確認できる場合は、これを超える年度分についても10年の範囲内に限り算定の対象とする。

3 前項の還付不能金の額は、当該年度の浜松市国民健康保険条例（昭和34年浜松市条例第25号）、旧浜名郡可美村国民健康保険税条例（昭和34年条例第3号）、旧浜北市国民健康保険税条例（昭和34年浜北市条例第8号）、旧天竜市国民健康保険税条例（昭和34年条例第11号）、旧浜名郡雄踏町国民健康保険税条例（昭和34年条例第4号）、旧引佐郡引佐町国民健康保険税条例（昭和35年条例第91号）、旧引佐郡

細江町国民健康保険税条例（昭和34年条例第16号）、旧引佐郡三ヶ日町国民健康保険税条例（昭和34年条例第6号）、旧周智郡春野町国民健康保険税条例（昭和32年条例第8号）、旧磐田郡佐久間町国民健康保険税条例（昭和34年条例第4号）、旧磐田郡水窪町国民健康保険税条例（昭和39年条例第15号）、旧磐田郡龍山村国民健康保険税条例（昭和41年条例第14号）、および旧浜名郡舞阪町国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の規定により算定するものとする。

- 4 納付義務者または支払対象者に還付不能金に係る未納金がある場合、又は延滞金がある場合は、納期限内納付者との均衡上補填の対象としない。
- 5 還付不能金に係る延滞金がある場合でも、当該延滞金に相当する額は補填金額に含まない。
- 6 納付義務者または支払対象者に、納付または納入すべき国民健康保険の徴収金があるときは、補填金は充当しない。

（補填金の算出等）

第4条の2 補填金の算出は、国民健康保険算定基礎台帳等に基づき次に定めるところにより算出する。

- (1) 補填金は、各年度ごとに算出する。
- (2) 還付不能額の算定は、再計算した保険料（税）額と更正前保険料（税）額との差額とする。資産割額の再計算にあつては、更正後の固定資産税額（土地・家屋）に資産割料率を乗じて算出する。なお、賦課限度額に達する世帯は返還を要しない。
- (3) 還付不納額は、納期（月）別に算定するものとし、納期（月）別の還付不納額は、納期の新しいものから順に遡って算定するものとする。
- (4) 利息に相当する額は、還付不能金の額に当該還付不能金に应当する納付日（納付日が確認できない場合は各納期限の日とする。）の翌日から支出決定日までの日数及び納付のあった日における民法に規定された法定利率（還付不能金に应当する納付日における法定利率をいう。）を乗じ、これを365で除した額とする。

ア 算定方法は次の計算式による。

$$\text{利息相当額} = \frac{\text{還付不能額} \times \text{日数} \times \text{法定利率}}{365}$$

イ 納期ごとに算出し、1円未満の端数は切り捨て、その合計額をもって利息相当額とする。

（補填金の支払及び通知等）

第5条 市長は、補填金を支払うときは、速やかに還付不能金通知書（第2号様式）により支払対象者に通知するとともに、支払金口座振替依頼書（浜松市会計規則第3号様式）の提出を依頼する。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは遅滞なく補填金の額及びこの支払いを受けるべき者並びに支払方法等を決定し、国民健康保険料補填金支払通知書（第3号様式）により支払対象者に通知する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（あて先）浜 松 市 長

届出者 住 所

氏 名

印

代 表 者 届 出 書 （ 相 続 ）

被相続人（死亡者）に対する国民健康保険料過誤納金に係る補填金を受領する代表者を、次のとおり届け出ます。

なお、この件に関していかなる事情が生じても相続人である私が責任をもって解決いたします。

被相続人 (死亡者)	死亡時の 住(居)所	浜松市 区
	氏 名	
	死亡年月日	年 月 日
相続人代表者	住 所	〒 ー
	氏 名	(フリガナ) -----
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	被相続人 との続柄	(死亡者からみた続柄)
	連絡先	() ー
備 考		

